

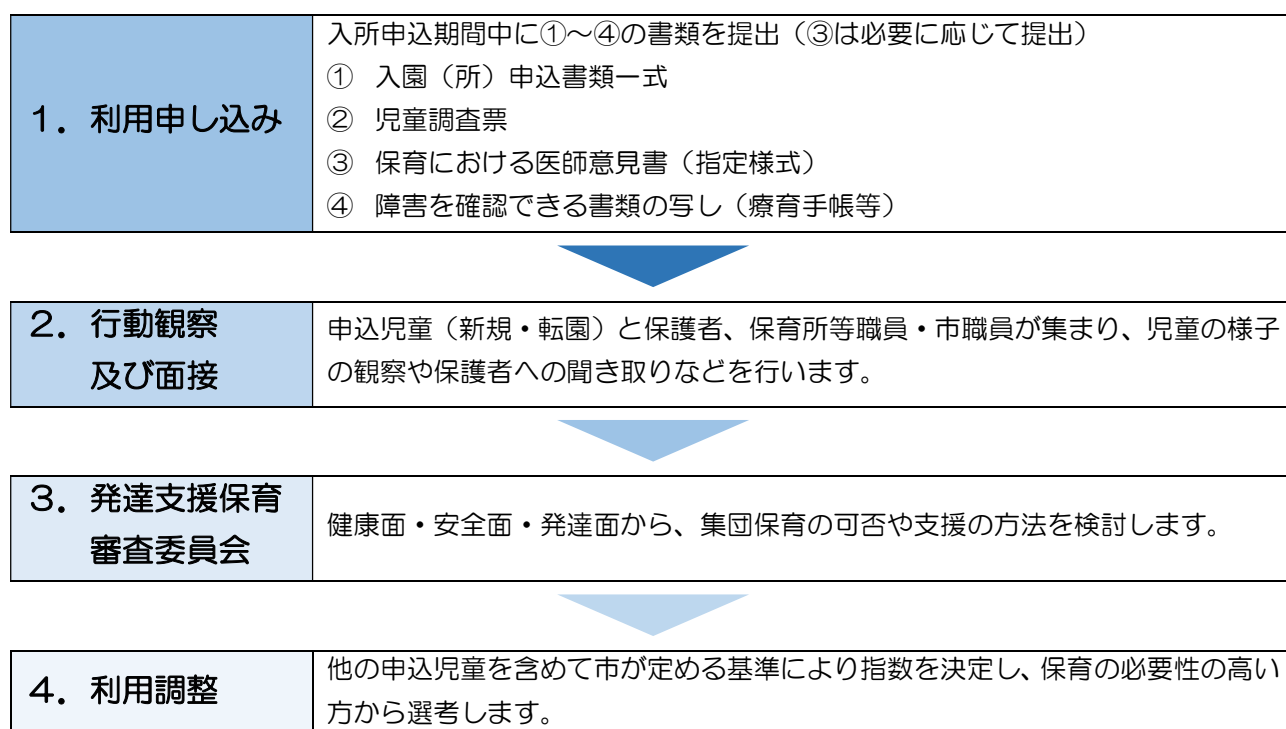
4 発達支援保育について



心身の発達に支援を要する児童や発達に遅れがある児童で発達支援保育を希望する場合は、個別に支援や配慮の方法（加配保育士をつける必要があるかなど）を検討します。その後、他の申込み児童とともに保育所等の利用調整を行います。

集団保育が可能と診断された場合であっても、定員枠に空きがない場合や、お子さまの安全面から十分な受入態勢が取れず、希望する保育所等を利用できない場合がありますのでご了承ください。

継続を希望される方についても年度ごとに申請が必要です。詳しくは、子育て支援課までお問い合わせ下さい。



5 石垣市外からの申込・石垣市外への申込方法



申込時点で石垣市民でない方が、石垣市内の保育施設を申し込む場合

▶転入予定（管外申込）

- 1 提出先：石垣市子育て支援課
郵送での申込可（申込締切日必着）
- 2 提出書類：申込書類一式 P8～11 参照（石垣市ホームページから取得可）
- 3 注意点：・入所希望月の1日までに石垣市民であることが条件
※転入の予定がなくなった場合は、お電話にてご連絡いただき、
「特定教育・保育施設等利用に関する届出書（取下）」の提出をお願いします。

▶里帰り出産等、転入予定のない場合（広域入所）

- 1 提出先：お住まいの市区町村
- 2 注意点：・石垣市民の利用調整後に空きがある場合に、石垣市の選考基準に基づいて利用調整を行います。
・利用の可否についてはお住まいの自治体より通知されます。

石垣市民の方が、石垣市外の保育施設を申し込む場合

▶転出予定（管外申込）

- 1 提出先：保育施設のある市区町村へお問い合わせください
- 2 注意点：・石垣市を通して申込みが必要な場合は、申込先市区町村の締め切り2週間前までに石垣市子育て支援課へ必要書類の提出をお願いします。

▶里帰り出産等、転出予定のない場合（広域入所）

- 1 提出先：石垣市子育て支援課
- 2 注意点：・希望する保育施設の受入状況や申込期間等について、希望する保育施設がある市区町村へご確認ください。
・申込先市区町村の締め切り2週間前までに石垣市子育て支援課へ必要書類の提出をお願いします。
・利用の可否については石垣市より通知します。